

学校保健安全法に定められた感染症

第1種	治癒するまで登園停止
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ (H5N1型)、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症	

登園届を提出

	感染症名	登園停止期間
第2種 飛沫感染するもので児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い伝染病	百日咳	特有の咳が消失、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現後5日経過しかつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状(発熱、咽頭炎、結膜炎等)がなくなった後2日経過するまで
	結核	病状により学校医、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種 学校において流行を広げる可能性がある伝染病	流行性角結膜炎	病状により学校医、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-111等)	

インフルエンザ用の登園届を提出

第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
-----	---------	----------------------------

受診報告書を提出

	感染症名	登園停止期間
その他の感染症 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48時間を経て全身状態が良ければ登園可能
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は登園停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態がよければ登園可能
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化していること
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登園可能
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は登園停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能